

令和８年度第１回  
武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会  
会議次第

日時：令和８年８月２１日（金）午後２時から  
場所：３０１会議室（市役所３階）

１ 開 会

２ 報告事項

- (1) 令和６年度及び令和７年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について
- (2) 武蔵村山市情報公開条例の一部改正について
- (3) その他

３ 議 題

- (1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- (2) その他

４ 閉 会

報告事項(1) 令和6年度及び令和7年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 公文書開示請求の処理状況等

《令和6年度》

(単位：件)

| 区 分       | 開 示<br>請求件数 | 開 示<br>決定件数 | 一部開示<br>決定件数 | 非 開 示<br>決定件数 | 非 開 示 |       |                | 却 下 |
|-----------|-------------|-------------|--------------|---------------|-------|-------|----------------|-----|
|           |             |             |              |               | 非 開 示 | 不 存 在 | 存 否 応 答<br>拒 否 |     |
| 閲 覧       | 0           | 0           | 0            | 0             | 0     | 0     | 0              | 0   |
| 視聴又は聴取    | 0           | 0           | 0            | 0             | 0     | 0     | 0              | 0   |
| 写 し の 交 付 | 5 1         | 3 3         | 2 2          | 1 7           | 1     | 1 7   | 0              | 0   |
| 合 計       | 5 1         | 3 3         | 2 2          | 1 7           | 1     | 1 7   | 0              | 0   |

備考 1 取下げを除く。

2 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

3 非開示及び不存在による場合があるため、非開示決定件数とその内訳とは一致しない。

【傾向】

(1) 対象公文書

ア 工事の設計図書（金額入）の請求が多かった。

イ その他、契約に係る書類、保険に係る書類、計画に係る書類、協定書、家屋情報、消火器情報、土壌汚染に関する報告書、部活動の状況、まちづくり協会総会議案書、定期点検結果報告書、委託設計書等が請求された。

(2) 請求者

個人、法人ほぼ同数であった。

(3) 主な非開示部分

課税台帳

(情報公開条例第8条第1号 法令秘)

個人の氏名等、個人印の印影

(情報公開条例第8条第2号 個人情報)

法人代表者印の印影

(情報公開条例第8条第3号 事業活動情報)

契約予定価格

(情報公開条例第8条第5号 行政運営情報)

《令和7年度》

(単位：件)

| 区 分      | 開 示<br>請求件数 | 開 示<br>決定件数 | 一部開示<br>決定件数 | 非 開 示<br>決定件数 |       |       |                | 却 下 |
|----------|-------------|-------------|--------------|---------------|-------|-------|----------------|-----|
|          |             |             |              |               | 非 開 示 | 不 存 在 | 存 否 応 答<br>拒 否 |     |
| 閲 覧      | 0           | 0           | 0            | 0             | 0     | 0     | 0              | 0   |
| 視聴又は聴取   | 0           | 0           | 0            | 0             | 0     | 0     | 0              | 0   |
| 写 しの 交 付 | 5 7         | 3 1         | 3 0          | 1 3           | 2     | 1 1   | 0              | 0   |
| 合 計      | 5 7         | 3 1         | 3 0          | 1 3           | 2     | 1 1   | 0              | 0   |

備考 1 取下げを除く。

2 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

## 【傾向】

### (1) 対象公文書

ア 工事の設計図書（金額入）の請求が多かった。

イ その他、契約に係る書類、家屋に関する書類、保険に係る書類、工事完了届、工場変更認可申請書、設計書、地番図、都市計画道路に関する協議、国民健康保険資格確認書、事務分掌調査票、指名業者選定委員会資料、消火器に関する書類、仕様書、職員の雇用、制度に関する書類、職員の時間外勤務に関する書類、成績表等の保存先、熱中症警戒アラートメール、バス公共負担金等が請求された。

### (2) 請求者

個人、法人ほぼ同数であった。

### (3) 主な非開示部分

個人の氏名等、個人印の印影

(情報公開条例第8条第2号 個人情報)

法人代表者印の印影

(情報公開条例第8条第3号 事業活動情報)

買収予定年度、メールアドレス

(情報公開条例第8条第5号 行政運営情報)

## 2 保有個人情報開示請求の処理状況等

《令和6年度》

(単位：件)

| 区 分       | 開 請 件 | 示 求 数 | 開 決 件 | 示 定 数 | 一 開 決 件 | 部 示 定 数 | 不 開 示 決 件 | 不 開 示 定 数 | 一部開示及び不開示決定の理由 |       |             |             |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|-----------|-----------|----------------|-------|-------------|-------------|-------|
|           |       |       |       |       |         |         |           |           | 不 開 示 情 報      | 不 存 在 | 法 の 適 用 除 外 | 存 否 応 答 拒 否 | そ の 他 |
| 閲 覧       | 0     | 0     | 0     | 0     | 0       | 0       | 0         | 0         | 0              | 0     | 0           | 0           |       |
| 視聴又は聴取    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0       | 0       | 0         | 0         | 0              | 0     | 0           | 0           |       |
| 写 し の 交 付 | 1 5   | 1 0   | 6     | 4     | 6       | 4       | 6         | 4         | 0              | 0     | 0           | 0           |       |
| 合 計       | 1 5   | 1 0   | 6     | 4     | 6       | 4       | 6         | 4         | 0              | 0     | 0           | 0           |       |

備考 1 取下げを除く。

2 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

3 不開示決定件数及びその他には、請求における形式上の不備等により却下したものを含む。

### 【傾向】

#### (1) 対象個人情報

ア 高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」が大半であった。

イ その他、PC 利用履歴の注意記録、介護サービスの利用詳細、苦情・相談処理簿・受付票、住民票の写しの交付請求書、戸籍証明書等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、診療報酬明細書、成績通知表、内申書、身上報告書等が請求された。

#### (2) 請求者

1 件を除き全て本人からの請求であった。

#### (3) 主な不開示部分

請求者以外の個人の氏名等 (個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)

職員の氏名、印影 (個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)

《令和7年度》

(単位：件)

| 区 分    | 開<br>請<br>件 | 示<br>求<br>数 | 開<br>決<br>件 | 示<br>定<br>数 | 一<br>部<br>開<br>決<br>件 | 部<br>示<br>定<br>数 | 不<br>開<br>示<br>決<br>件 | 不<br>開<br>示<br>定<br>数 | 一部開示及び不開示決定の理由 |       |             |             |       |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|-------|-------------|-------------|-------|
|        |             |             |             |             |                       |                  |                       |                       | 不 開 示 情 報      | 不 存 在 | 法 の 適 用 除 外 | 存 否 応 答 拒 否 | そ の 他 |
| 閲 覧    | 0           |             | 0           |             | 0                     |                  | 0                     |                       | 0              | 0     | 0           | 0           | 0     |
| 視聴又は聴取 | 0           |             | 0           |             | 0                     |                  | 0                     |                       | 0              | 0     | 0           | 0           | 0     |
| 写しの交付  | 6           |             | 5           |             | 1                     |                  | 0                     |                       | 1              | 0     | 0           | 0           | 0     |
| 合 計    | 6           |             | 5           |             | 1                     |                  | 0                     |                       | 1              | 0     | 0           | 0           | 0     |

備考 1 取下げを除く。

2 不開示決定件数及びその他には、請求における形式上の不備等により却下したものを含む。

### 【傾向】

#### (1) 対象個人情報

ア 高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」が大半であった。

イ その他、市議会議員選挙時の提出資料、子ども家庭支援センターへの相談内容が請求された。

#### (2) 請求者

全て本人からの請求であった。

#### (3) 主な不開示部分

主治医の個人印の印影

(個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)

報告事項(2) 武蔵村山市情報公開条例の一部改正について

このことについて、下記のとおり報告します。

## 記

資料 3 武蔵村山市情報公開条例新旧対照表

報告事項(3) その他

議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会長

---

職務代理者

---

<参考>

武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則 抜粋

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

議題(2) その他